

報告事項（２） 船橋市医療機関等立入検査実施要綱の一部改正について

## 報告事項（２） 船橋市医療機関等立入検査実施要綱 の一部改正について

報告事項（２） 船橋市医療機関等立入検査実施要綱の一部改正について

### 概要

令和7年10月1日  
船橋市医療機関等立入検査実施要綱を一部改正

#### 改正内容

- ▶ 歯科技工所、施術所の立入検査を追加  
（検査基準、検査表について新たに作成）
- ▶ その他規定の改正

報告事項（2） 船橋市医療機関等立入検査実施要綱の一部改正について

## 立入検査

旧要綱（改正前）の規定

施設種別	実施頻度
診療所（病床を有しないもの）	10年に1回
助産所（入所施設を有しないもの）	10年に1回

その他施設の検査状況（要綱等による規定なし）

歯科技工所：不実施

施術所：新規届出時、臨時（法令違反疑い等）、構造変更時に実施

報告事項（2） 船橋市医療機関等立入検査実施要綱の一部改正について

## 立入検査

新要綱（改正後）の規定

施設種別	実施頻度	
診療所	療養病床を有するもの	2年に1回
	一般病床を有するもの	5年に1回
	病床を有しないもの	10年に1回
助産所	入所施設を有するもの	5年に1回
	入所施設を有しないもの	10年に1回
歯科技工所	10年に1回	
施術所	5年に1回	

その他、新規届出時、臨時（法令違反疑い等）、構造変更時に実施

報告事項（2） 船橋市医療機関等立入検査実施要綱の一部改正について

## 検査方針（歯科技工所及び施術所）

### ▶ 歯科技工所

施設数（令和6年度末）：95

年間検査予定件数：10（新規届出時、臨時、構造設備変更時を含む）

### ▶ 施術所

#### ・あはき法に係る施設

施設数（令和6年度末）：505

年間検査予定件数：100（新規届出時、臨時、構造設備変更時を含む）

#### ・柔道整復師法に係る施設

施設数（令和6年度末）：232

年間検査予定件数：45（新規届出時、臨時、構造設備変更時を含む）